不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td>支給の制限</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>新座市災害弔慰金の支給等に関する条例第７条
（支給の制限）
第７条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。
⑴　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
⑵　令第２条に規定する場合
⑶　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>総合福祉部福祉政策課福祉政策係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td>災害弔慰金の支給等に関する法律第５条
（支給の制限）
第５条　災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不適当と認められる政令で定める場合には、支給しない。
災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第２条
（法第５条に規定する政令で定める場合）
第２条　法第５条に規定する政令で定める場合は、当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で内閣総理大臣が定めるものが支給される場合とする。</td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>未設定
（不利益処分の事例がなく、また、相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、あらかじめ具体的な基準として定めることが困難であるため。）</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>